

意匠権(デザイン)



白鷗大学
杉山 務

1

オリジナルデザインの創作

既存デザインの真似

市場調査



分析・研究

デザイン企画



オリジナルデザインの創作



権利化・生産

意匠権による保護

2

自動車意匠の特徴

秘密意匠の活用

出願から新型車発表まで時間が長い

デザイン模倣への対処

車全体の模倣は少ない

バンパー, ランプ, フェンダーなど部分品が多い

3

28年度【知的財産法】杉山 務

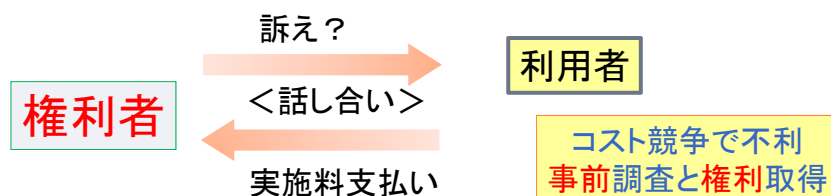
デザインの保護

工業製品のデザイン⇒**意匠権**

使用の利便性の改良⇒**特許権**・**実用新案権**

ラベルやパッケージのデザイン⇒**商標権**

人気漫画のキャラクター⇒**著作権**



4

28年度【知的財産法】杉山 務

意匠出願の判断

商品戦略 ・ 販売予測

商品化の可能性

デザインの使用期間

商品の売り上げ予測

今後のトレンド

商品展開に及ぼす影響

意匠登録を受ける権利: 創作者 契約書で明確に

権利者はデザイナーかクライアントか
採用されなかったデザインはどちらのものか

5

28年度【知的財産法】杉山 務

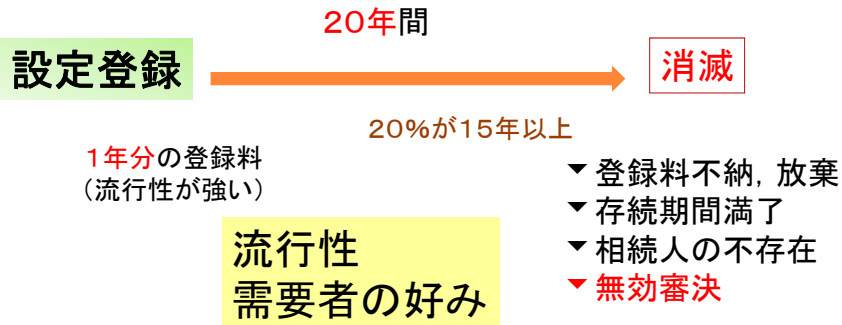
我が国の意匠権がもたらす効果

- ① 権利化による他社の抑制・牽制
- ② 顧客の安心・利用時の保証
- ③ 模倣品対策
- ④ 他社への侵害回避
- ⑤ 商品ブランドの構築
- ⑥ 技術保護の補完

6

28年度【知的財産法】杉山 務

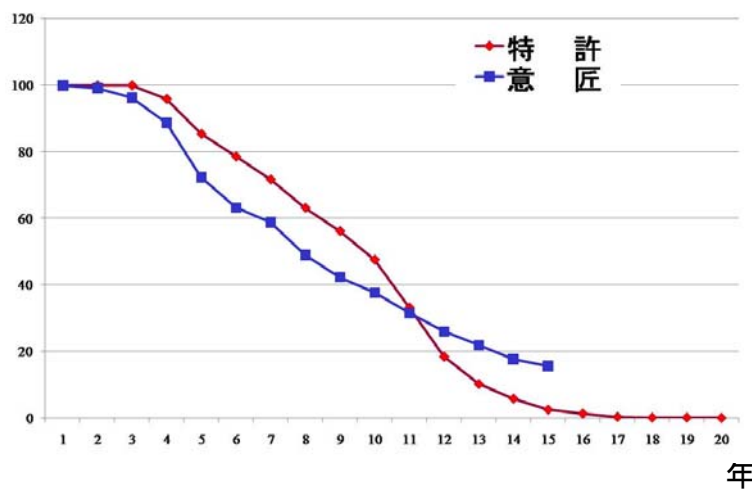
意匠権の発生と消滅



7

28年度【知的財産法】杉山 務

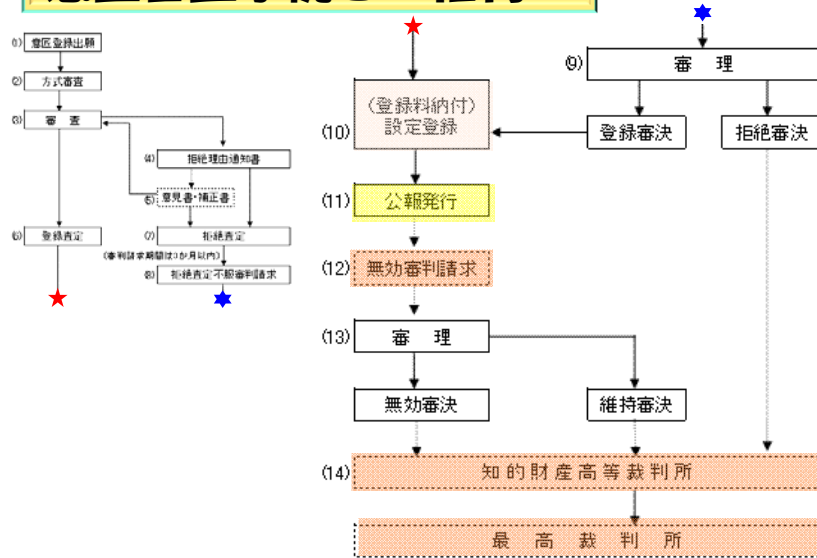
権利維持期間



8

28年度【知的財産法】杉山 務

意匠審査手続き<権利>



9

28年度【知的財産法】杉山 務

意匠権の効力

意匠権者は**業として**登録意匠及びこれに類似する**意匠の実施**をする権利を占有

- ・ 専用実施権を設定できる(27条)
- ・ 通常実施権を設定できる(28条)

業としての**実施**とは

製造, 使用, 譲渡, 貸し渡し, **輸出**, 輸入, 譲渡又は貸渡し
のための展示, 譲渡又は貸渡しの**申出**(2条3項)

意匠権の効力は, 試験又は研究のためにする意匠の実施には, 及ばない

2 意匠権の効力は, 次に掲げる物には, 及ばない

- 一 単に日本国内を通過するに過ぎない船舶若しくは航空機又はこれらに使用する機械, 器具, 装置その他の物
- 二 意匠出願の時から日本国内にある物 (36条で準特69条)

10

28年度【知的財産法】杉山 務

専用使用権と通常使用権

専用実施権 (27条)

設定の契約で定められた範囲内において**意匠権と同じ効力**

- ・ 独占的に使用
- ・ 他人の使用を排除
- ・ 損害賠償, 不当利得返還請求
- ・ 意匠権者も実施できない

関連意匠との関係

本意匠又は関連意匠の専用実施権は, すべてを同時に同一人に限り設定できる

11

28年度【知的財産法】杉山 務

専用使用権と通常使用権

通常実施権

設定の契約で定められた範囲内において使用

- ・ 業としてその登録意匠又はこれに類似する意匠の実施をする権利を有する
- ・ 他人の使用を排除できない
- ・ 複数の通常実施権が設定される

12

28年度【知的財産法】杉山 務

類似する意匠

物品 形態	同一	類似	非類似
同一	同一の意匠	類似の意匠	非類似の意匠
類似	類似の意匠	類似の意匠	非類似の意匠
非類似	非類似の意匠	非類似の意匠	非類似の意匠

同一の意匠及び類似の意匠に権利が及ぶ

(23条)

類似の意匠については、権利の抵触が生じる。

この抵触する後願の意匠権者は自己の登録意匠を実施することができない

13

28年度【知的財産法】杉山 務

権利侵害への対処

差止請求権

意匠権を侵害する者又はおそれのある者に対して、侵害の停止, 予防を請求(37条)

その際, 侵害行為に使用された物の廃棄
侵害行為に使われた設備の除去
その他, 侵害の予防に必要な行為の請求

信用回復措置請求

謝罪広告などの掲載(41条)

損害賠償請求

(民法の規定による)

不当利得返還請求

14

28年度【知的財産法】杉山 務

・実施の制約 <権利侵害に該当しない>

出願前の他人の権利(26条)

特許権, 実用新案権, 意匠権, 商標権, 著作権
権利が及ばない範囲(36条, 特69条) 試験研究など

法定通常実施権

- 職務創作意匠の通常実施権(特35条)
- 先使用による通常実施権(29条)
- 先出願による通常実施権(29条の2)
- 無効審判請求登録前の実施による通常実施権(30条)
- 意匠権等の存続期間満了後の通常実施権(31条, 32条)
- 再審査請求登録前の実施による通常実施権(56条)

15

28年度【知的財産法】杉山 務



ま と め

ご清聴 ありがとうございました。

杉 山 務

16

28年度【知的財産法】杉山 務

1 意匠権

(1) 意匠権の効力

登録意匠及びこれに類似する意匠に及ぶ。

物品及び形態が同一又は類似に権利は及ぶが、物品又は形態のどちらかが非類似には権利は及ばない。

①物品同一 形態同一 ②物品同一 形態類似

③物品類似 形態同一 ④物品類似 形態類似

<筆記鉛筆と化粧鉛筆は、形態類似でも物品が非同一で意匠権は及ばない>

類似の判断は、需要者の視覚を通じて起こさせる美感に基づいて行う。

(2) 意匠権の侵害

直接侵害(37条)

間接侵害（直接侵害を誘発する予備的行為；38条）

過失の推定：意匠権の侵害には過失が推定される(40条)。秘密意匠は除く。

(3) 実施の制約

出願前の他人の権利(26条) 特許権，実用新案権，意匠権，商標権，著作権
権利が及ばない範囲(36条，特 69条)

試験研究，先使用による通常実施権(29条)

(4) 意匠権侵害の救済措置

差止請求(37条1項)

損害賠償請求，時効(民 724条)

信用回復措置請求(41条)

不当利得返還請求(民 703条)

(5) 秘密意匠の場合は，登録意匠の内容を提示して警告が必要(37条3項)

(6) 専用実施権者も意匠権者と同様の権利を有する。

(7) 侵害者に侵害についての故意又は過失があることは不要（37条1項）

(8) 刑事上の措置

10年以下の懲役又は1千万円以下の罰金，併科，両罰規定(69,74条)

(9) 意匠登録無効審判

何人も請求できるが，権利帰属関連は利害関係人のみ

無効理由は，拒絶理由とほぼ同じで，権利消滅後も請求可能

権利無効が確定すると意匠権は最初から存在しなかったものとなる。(49条)

2 国際意匠登録出願

意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定は，世界知的所有権機関（WIPO）国際事務局が管理する意匠登録手続の簡素化と経費節減を目的とした国際条約であり，意匠について，一つの国際出願手続により国際登録簿に国際登録を受けることによって，複数の指定締約国における保護を一括で可能とするものであり，日本では2015年5月13日から出願を受け付け，協定の締約国において，意匠の国際登録制度を利用した簡易かつ低廉な手段による意匠の保護を受けることができる。

(1) 制度の骨子

出願人がWIPO国際事務局に対して出願をすると（国際出願），方式審査を経て，WIPO国

際事務局が管理する国際登録簿にその国際出願の内容が記録され（国際登録）、国際登録された意匠は、6月後に公表される。（国際公表）。国際出願は、WIPO 国際事務局に対して直接行うことも（直接出願）、特許庁を経由して行うことも（間接出願）できる。

国際登録の出願人は、国際出願時に指定した締約国（指定国）の官庁が国際公表から6月又は12月以内に拒絶の通報をしない限り、その指定国において意匠の保護を確保することができる。

(2) 意匠の保護

- ① 国際登録日から、指定国の官庁に出願されていた場合と同一の効果
- ② 指定国の官庁が、拒絶の通報期間（国際公表から6月又は12月）内に拒絶する旨の通報をしない場合には同期間の経過時から、指定国の法令に基づく保護の付与と同一の効果
- ③ 国際登録の存続期間は、国際登録日から5年（更新可能）

(3) 手続概要

① 国際出願及び使用言語

意匠の国際出願は、直接又は特許庁を通じて、WIPO 国際事務局に願書を提出する。国際出願の言語は、英語、フランス語、スペイン語の中から任意に選択できる。

1つの国際出願で、権利取得を希望する複数の国を選択することができ、1つの国際出願には最大100までの意匠を含めることができる。ただし、ロカルノ国際意匠分類の同一の類に属することが条件

② WIPO 国際事務局による国際登録、国際公表

WIPO 国際事務局は、国際出願の方式審査をした後、国際登録簿に意匠を登録する。国際登録された意匠は、国際登録から6月後、又は出願人の請求により国際登録後速やかに若しくは国際登録後30月以内の公表延期期間が経過した後に、国際公表される。

③ 指定国による拒絶の通報

指定国の官庁は、国際登録に係る意匠の保護を拒絶する場合には、国際公表から6月以内又は12月以内に、その旨をWIPO 国際事務局に通報する（拒絶の通報）。

④ 指定国による拒絶の取下げの通報、保護の付与の声明

指定国は、拒絶の通報を行った意匠について、後に拒絶の理由が解消した場合には、WIPO 国際事務局に対して拒絶の取下げの通報を行う。

指定国は、その指定国において国際登録に係る意匠の保護を認める場合には、WIPO 国際事務局に対して保護の付与の声明を送付することができる。

⑤ 更新

国際登録の存続期間は、国際登録日から5年だが、更新することができる。更新の手続はWIPO 国際事務局に対して行う。

⑥ 料金

スイスフランによるWIPO 国際事務局への手数料の支払だけで、国際出願、及び国際登録の更新を行うことができる。

特許庁サイト参照 http://www.ipa.go.jp/seido/s_ishou/hague-geneva.htm

(4) 日本での運用

国際出願が複数の意匠を含む場合、含まれる意匠ごとの複数の出願とみなして審査を行い、各出願の意匠について、個別に審査を行い、登録査定となったものから、順次、意匠権の設定の登録を行う。

★日本における意匠権の存続期間

国際登録を基礎とした意匠権の存続期間は、設定登録から最長20年

ただし、5年ごとにWIPO 国際事務局に対して国際登録の更新手続を行うことが条件。

国際登録から15年経過後の更新手続においては、日本の個別指定手数料は不要